

「継続用具」給付対象品目及び基準額

○ストーマ用装具(消化器系) 9,460 円/月

○ストーマ用装具(尿路系) 12,430 円/月

番号	品目	対象品
1	装具	ワンピース装具・ツーピース装具(フランジ及びパウチ)
2	皮膚保護剤	皮膚保護ペースト・パテ
		皮膚保護パウダー
		皮膚保護ウエハー
		皮膚被膜剤(スキンバリア)
		パウチカバー
3	固定具	固定用品(ベルト状、腹帯状、ヘルニア状)
		サージカルテープ
4	補正剤	コンバックインサート
5	蓄尿バッグ	レッグバッグ
		ナイトドレナージバッグ
6	穴あけ用器具	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ
7	入浴等補助具	入浴用パウチ
		入浴用キャップ
		入浴用パッド
		入浴用保護フィルム
8	接続管	ウロ接続管
		コネクター
		接続用チューブ
9	閉鎖具	ストーマ用装具用クリップ、ストッパー
10	消臭剤	消臭剤(パウチの中に入れて使用するもの)
11	潤滑剤	潤滑剤
12	凝固剤	凝固剤
13	剥離剤	リムーバー
14	洗腸用具	洗腸用具

- ・ガーゼや空間消臭剤等、上記以外のものは給付対象外です。
- ・装具を装着できないことが医師により証明される方については、ストーマ用装具(消化器系・尿路系)の基準額の範囲内で紙おむつの給付が認められる場合があります。(その場合、上記対象品目との併給はできません。)

○紙おむつ 10,500 円/月 又は 4,000 円/月

- ・紙おむつ
- ・尿取りパッド
- ・おしりふき